

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和7年2月14日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp 担当 : 渡辺・友成
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7階/南森町6F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

物納制度の改正案（令和7年度税制改正大綱）

1. 相続税の納付方法

国税は金銭で一時に納付することが原則ですが、相続税に限っては相続財産の多くが不動産である場合や相続税額が高額である場合など、金銭による一括納付が困難な場合が想定されます。よって金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、担保を提供することにより、納付困難な金額を限度として年賦による分割納付（延納）ができます。さらに、延納によっても金銭で納付することが困難な事由がある場合には、納付困難な金額を限度として一定の相続財産で納付すること（物納）ができます。不動産を多く相続したからといって不動産で物納できるというのではなく、相続財産や、申請者（相続人）自身が所有している財産、収入や支出により状況が異なります。

2. 物納金額の計算方法

物納が認められる金額は、「納付すべき相続税額」から、「納期限まで又は納付すべき日に金銭で納付することが可能な金額」及び「延納によって納付することができる金額」を控除した金額（物納許可限度額）の範囲内に限ります。

(1) 期限までに金銭で納付することが可能な金額

納期限まで又は納付すべき日に金銭で納付することが可能な金額とは、「納期限又は納付すべき日において有する現金、預貯金その他換価が容易な財産の価額に相当する金額」から「申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の3ヶ月分の生活費」と「申請者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額」を控除して計算します。この現金・預貯金等及び換価の容易な財産には相続により取得したもののほか、申請者の固有の財産も含めて判断します。

(2) 延納によって納付することができる金額

延納によって納付することができる金額は、「納期限又は納付すべき日以後において見込まれる申請者の収入額」から「申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の生活費」と「申請者の事業の継続のために必要な運転資金の額」を控除して計算します。具体的には、申請者の確定申告書や源泉徴収票等から把握する年間の収入金額から、年間の生活費・年間の事業に要する経費を差引いた額を年間の納付資力とみなし、この年間の納付資力に延納年数（※）を掛けて計算したものに、おおむね1年以内の臨時的な収入・支出を加算・減算して延納によって納付することができる金額を計算することになります。

(※)最長延納年数

相続税…(1)不動産等の割合が75%以上の場合①動産等に係る相続税額…10年②不動産等に係る相続税額…20年
 (2)不動産等の割合が50%以上75%未満の場合①動産等に係る相続税額…10年②不動産等に係る相続税額…15年
 (3)不動産等の割合が50%未満の場合…5年

3. 令和7年度税制改正案

物納制度は「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があること、税務署長の許可を得る必要があることなどから利用が限定的です。また、近年年齢が高い人同士で遺産が受け渡される「老老相続」が増えており、令和4年時点で相続人のうち60歳以上の割合は52.1%でした。現行の物納許可限度額の計算方法は申請者（相続人）の年齢や支払能力が考慮されておらず、延納制度を含め見直しの必要性が求められていました。

令和7年度税制改正案では、相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払い能力をより的確に考慮した物納制度となるよう、延納制度を含め、物納許可限度額の計算方法について見直しが行われました。現行制度における物納許可限度額の計算は申請者（相続人）の平均余命の年数は考慮されていませんが、令和7年度税制改正案では最長延納年数（【図1】⑩算式内(※)部分）を納期限等における申請者（相続人）の平均余命の年数が上限となるよう見直されました。相続財産に占める不動産等の割合が75%以上の場合、男性なら65歳、女性なら70歳を超えてくると平均余命が20年未満となり、現行の最長延納年数よりも短くなるため、物納可能限度額が増えることとなります。

4. まとめ

延納又は物納を考えておられる方は、相続が起こってからではできないことが多いため、事前に要件を整備しておくことが必要です。延納又は物納をご検討の方は、弊社までぜひお気軽にご相談ください。

【図1】

①納付すべき相続税額	
②現金納付額	
延納によつて納付することができる金額	③年間の収入見込額
	④申請者及び生計を一にする配偶者その他の親族の年間の生活費
	⑤申請者の事業の継続のために必要な運転資金(経費等)の額
	⑥年間の納付資力(③-④-⑤)
	⑦おおむね1年以内に見込まれる臨時的な収入
	⑧おおむね1年以内に見込まれる臨時的な支出
	⑨3ヶ月分の生活費及び当面(1ヶ月分)必要な運転資金
⑩延納によって納付することができる金額 {⑥×最長延納年数(※)+(⑦-⑧+⑨)}	
⑪物納許可限度額(①-②-⑩)	

出典：国税庁「相続税の物納の手引(手続編)(平成18年4月1日以後相続開始分)」一部加筆修正